令和8年1月16日

【件 名】 使用済みGIGA スクール用端末売却（データ消去作業付き）

合志市教育委員会　学校教育課

入 札 案 件　質 疑 回 答 書

番号	質疑日	回答日	質 疑 事 項	回　答
1	1/6	1/13	「使用済みGIGA スクール用端末売却（データ消去作業付き）仕様書」の「7. 引渡しの方法」に「～双方で協議を実施すること。」とあります。回収拠点毎に事前に箱を送るので、箱に入れて準備しておいてもらう事は可能ですか？	本件は、使用済み端末を拠点ごとに1箇所（空き教室等）に集約しており、そこでの箱詰めから車両への積込み、処分地への配送までは買受人の業務に含むことを前提としております。 それを踏まえた上で、引渡しに関する詳細の協議を行うこととします。
2	1/6	1/13	「使用済みGIGA スクール用端末売却（データ消去作業付き）仕様書」の「8. 処分方法（4）」に「～物理破壊の証明として、端末の型番毎等、売払人が指定する数の物理破壊に関する記録写真を添付すること。」とあります。どのような姿で写真を撮るのかイメージできませんので想定されているやり方を教えてください。	物理破壊に関する記録写真は、使用済み端末のシリーズごと（K50・K70）に2～3枚程度を想定しています。（計 6枚程度） どのような破壊方法が行われているのかを確認するもので、1台1台の破壊写真は必要ありません。
3	1/6	1/13	再利用できない端末は物理破壊（破砕処理）しますがデータ消去も必要でしょうか？手間のかかる意味のない作業なので、「破砕する場合は消去不要」としている自治体もあります。 破砕した場合は「破砕証明」を発行します。	物理破壊（破砕処理）を行う場合は、ソフトウェア等を用いたデータ消去は不要とします。